

第 1 5 回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成 1 6 年 1 月 2 3 日（金）午後 1 時 3 0 分

場所：西条市役所 5 階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（ 1 ）報告事項

報告第 4 7 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について

報告第 4 8 号 新市建設計画に係る協議について

（ 2 ）新規協議事項

協議第 5 2 号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ
事項の変更について

4 合併の是非について

5 合併協定書（案）について

6 合併協定調印式について

7 議決事項

議案第 1 2 号 平成 1 5 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出
補正予算（第 1 号）について

議案第 1 3 号 平成 1 6 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画

について

議案第 14 号 平成 16 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出

予算について

8 その他

(1) 第 16 回会議の開催日時について

9 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	渡辺 勝司	徳永 英光	徳永 求
井上 豊實	越智 宏司	佐伯 出	塩崎 武司
久門 渡	渡邊 良一	山内 サダコ	森川 義彦
越智 哲雄	渡部 仁志	服部 和子	青野 久美
玉井 泰三	有馬 馨	山ノ内盈裕	

○欠席委員

岡田 初	瀬川 政子
------	-------

○出席顧問

明比 昭治

○ 欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男	渡部 浩
-------	-------	------

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	定しております。委員の皆様には、何とぞご忌憚のないご意見を 願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしく 願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 これから議事に入ります前に、先ほど会長からも申し上げました が、協議会委員に変更がございましたので、ご紹介をさせていた だきます。 東予市議会議員選挙によりまして、東予市議会の議会構成に変更 がございまして、この度東予市議会議長に渡辺勝司様のご就任さ れております。また、東予市議会の議会選出委員といたしまして、 越智宏司様が選任されております。まず渡辺様、ごあいさつをお 願い申し上げます。
渡辺委員	東予市の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。 （拍 手）
真鍋局長	ありがとうございました。 続きまして、越智様、よろしくお願いいたします。
越智（宏）委員	越智宏司でございます。よろしくお願いいたします。 （拍 手）

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いをいたします。 なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。 また、本日の参加委員数は、委員 29 名中、27 名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願い申し上げます。
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 早速、会議次第 3、議事に入らせていただきます。 まず、報告第 47 号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について」を議題といたします。 事務局より報告を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	恐れ入りますが、お手元の会議資料の２ページ及び３ページをお願いいたします。 報告第４７号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会委員の変更について」、ご報告いたします。 先ほどご紹介いたしましたように、１２月の東予市議会選挙により、１月９日付で議会の構成がございまして、議長に渡辺勝司様、議会選出議員に越智宏司様が就任されました。このことから、協議会規約第７条第２号及び第３号に定めます協議会委員に１月９日付で資料にありますとおり就任されましたので、ご報告をするものでございます。よろしくお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
伊藤議長	ただいま事務局から報告ございました報告第４７号につきまして、本件についてご質問等ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特なければ、ご了承賜りたいと思います。 次に、報告第４８号「新市建設計画に係る協議について」を議題といたします。 事務局より報告を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	計画班長。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	ご報告させていただきます。 恐れ入りますが、お手元の会議資料４ページをお開きください。 新市建設計画に係る協議についてご説明申し上げます。 前回の第１４回合併協議会におきましてご確認いただき、合併特例法第５条に基づき、１２月２６日付で県との正式協議を行っておりましたこの件につきまして、５ページに別紙で添付しておりますとおり、愛媛県知事よりこの１月７日付で異議のない旨の回答がありましたので、ご報告いたします。これをもちまして、新市建設計画が確定し、作成手続を完了いたしました。 以上で、ご報告を終わります。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からの報告でございます。報告第４８号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。
徳永（求）委員	大変小さなことではございますが、実は、７ページの産業のところですが、第１次産業についてのいろいろと出ておりますが、一番初めの括弧のところに品目が書いてあると思うんです。そこに周桑を中心にかなり果樹のウエイトが高いと思うんです。入るものなら、果樹も一つ入れていただきたらと思います。 以上です。
伊藤議長	事務局、皆さんにこの資料についてのお知らせをしていただけますか。
渡部次長	今、小松の徳永委員さんの方からご質問でございますが、別添で

発言者	議題・発言内容
渡部次長	つけております新市建設計画の７ページのことでございます。 ７ページの県内有数の複合農業地帯というところの説明の列記の中に、果樹を入れてはどうかというご意見でございます。 最終的に確認いただきまして、県との正式協議も終わっておるところでございます、その括弧の中は複合農業地帯の説明の列記ということで、当然、果樹もあることは認識しておるんですが、列記ということで、果樹も複合農業地帯の中にはあるんだという認識でご理解いただいて、ご了解いただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。
伊藤議長	小松の議長さん、ただいまの認識としてよろしゅうございますか。
徳永（求）委員	はい。
伊藤議長	ありがとうございます。 他にはございませんか。 協議相整ったとはいえ、皆さん方がこの際にであります。小松の議長さんがおっしゃるようなところがありましたら、なお、認識のもとでも。ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	以上、なければ、本件ご了承を賜りたい、このように思います。 次に入ります。次第の４、「合併の是非について」を議題といたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	まず、事務局より説明を求めます。
真鍋局長	議長。
伊藤議長	事務局長。
真鍋局長	それでは、「合併の是非について」、ご説明をいたします。 恐れ入りますが、会議資料の６ページをお願いいたします。 昨年の１２月に開催いたしました第１４回合併協議会をもちまして、協議すべき項目３８項目のすべてにつきまして協議が整ったわけでございます。合併協議会は、合併をしようとする市町が、合併をすることの可否を含めて、諸条件を協議するために設置された地方自治法上の協議会であると位置づけられております。このことから、協議会におきまして、すべての協議すべき項目が整いましたことに鑑みまして、「合併の是非について」、委員の皆様のご意見をお伺いいたしたくご提案をするものでございます。 なお、ご意見のご参考にしていただくために、これまでの協議項目につきまして、その協議状況の資料としまして添付させていただいております。内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。 お手元にご配付いたしております別冊となっておりますが、「合併協議項目協議状況一覧表」をご覧ください。この表は、今までの協議確認をいただきました内容をお示ししております。 このことから、内容の説明は簡単にさせていただき、詳細はお目通しをいただきたいと存じます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	まず、１ページをお願いいたします。 協議項目の「合併の方針」から「財産の取扱い」の５項目は、合併協議に係る基本的協議事項でありまして、「合併の方式」は、新設合併。「合併の期日」は、平成１６年１１月１日を目標とする。「新市の事務所の位置」は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とし、「事務の方式」は、合併後、当分の間、総合支所方式とする。新庁舎の建設は、１０年以内に合併前の西条市内で現在の西条市役所より西の地域で主要幹線沿線に適地を求めて建設する。「財産の取扱い」は、財産及び債務は新市に引き継ぐとなっております。 次に、「議会議員の定数及び任期の取扱い」から、「地域審議会の取扱い」の５項目は、合併特例法に規定されている協議項目でありまして、主な内容を説明いたしますと、「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、平成１８年５月３１日まで在任特例を適用し、合併後、最初の選挙に限り、旧市町単位で資料のとおり選挙区を設けることとしております。「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、平成１７年７月１９日まで２つの農業委員会を設置し、その間、旧の選挙委員は在任することとし、農業委員会統合後の選挙は、旧市町単位で資料のとおり選挙区を設けることとしております。「地域審議会の取扱い」につきましては、旧市町にそれぞれ１０年間設置することとしております。 次に、「特別職の職員の身分の取扱い」から、７ページになりますが、「（１７）その他の事務事業」までの２７項目は、合併するために必要な協議項目でありまして、事務事業の調整方針であ

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	りました一体性の確保の原則、市民福祉の向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則に基づきまして、資料にありますとおり調整をされたものとなっております。 次に、新市建設計画については、お手元にご配付しておりますとおりの内容で策定がされております。それぞれの説明は省略させていただきますので、資料をお目通しいただきたいと存じます。 以上、簡単ですが、３８項目の協議項目の協議状況の結果について、ご参考までにご説明をいたしました。よろしくお願いを申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局より説明がございましたが、この件につきまして、平成１４年１０月にこの法定協議会が設置されましてから、各市町を代表されておられます委員の方々と、２市２町の合併について、本日の協議会を含めまして１５回協議会を重ねてまいりました。 その結果、ただいま事務局から説明がありましたように、すべての協議項目の協議が完了をいたしております。 委員の方々におかれましては、これまでの協議結果を踏まえまして、合併の是非につきまして、ご意見をお伺いしたいと存じます。どなたからでも忌憚のないご意見をお願いしたいと存じます。 なお、この案件につきましては、本日取りまとめをいたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 どなたからでも、どうぞご発言をいただきたい、このように思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	では、私の方から指名をさせていただいて、ご意見をいただきたいと、このように臨ませていただきたいと思います。 それでは、小松町学識経験者、有馬 馨委員さん、いかがなりや、ご意見をいただきたいと思います。
有馬委員	本会におきまして、議論は既に尽くされたとは思っておりますが、調印式も目前に迫りまして、控えた今、合併の是非について新しい意見はございません。私の意見でございます。
伊藤議長	「是非」についてであります、「是」でございますか。
有馬委員	はい。
伊藤議長	それでは、丹原町、越智委員さん、ご意見を求めたいと思うんですが。
越智（哲）委員	丹原町の越智でございます。 ご指名によりまして、意見を述べさせていただきます。先ほど会長も申されておりますように、この法定協議会は、平成１４年１０月発足以来、１５回にわたりまして精力的に協議を重ねてきた、こういう中でございます。また、地域住民のそれぞれの住民の方の意見も、説明会という場を開催し、また、適時に「合併協議会だより」をそれぞれ管内の地域の皆さん方に配付をさせていただいて、理解を求めた努力もやってきたわけでございます。そういうような精力的な中で、調整するいろんな項目について、審議も

発言者	議題・発言内容
越智（哲）委員	終了した段階でございます。このことにつきましては、合併については、私が当初申しておりますようなこのような予定の中で進めていくべきであると、このように考えるわけでございます。 以上でございます。
伊藤議長	ありがとうございました。 それでは、東予市、森川委員さん、ご発言を求めます。
森川委員	東予市の森川でございます。 私も、この協議会におきまして十分審議はされておりますし、先ほども越智委員の方からも言われましたように、住民の方に対してもいろいろな形で知らされ、協議もされたと思いますので、この件につきましては、私の個人的にも賛成ですし、進めていくべきではないかと思います。 以上です。
伊藤議長	では、西条市、久門委員さん、ひとつ本件についてのご発言を。
久門委員	四国の中でもいろんな議論が最近、まだまだ出ておりますけれども、私は、この２市２町の合併というのは、非常に百点満点つけれるんではないかと思います。一部新聞等では、在任期間の問題を少し意識的なものも指摘されておったと思うんですね。これは、当然、我々も考えさせられるところはあったと思いますけれども、比較的やはりある程度のそういう、２回ほどの予算等の問題があればご理解をいただいたんじゃないかと思いますし、これほどす

発言者	議題・発言内容
久門委員	ばらしい１１万７，０００人の町が誕生するに当たりまして、特に、私は西条市から出させていただいております学識経験者の立場で言わせてもらおうと、丹原町、小松町、東予市さん、よくいろんなことでご理解をいただけたなということで、非常に我々も感謝を申し上げたいというか、西条市の立場で言うと、名前も西条市とかですね、庁舎も西条市ということで、普通、そういうところでいろんな問題を全国で醸し出しているんです。そういうことに対して、非常に、特に丹原町、小松町さんには感謝を申し上げたいと思います。 以上です。
伊藤議長	ありがとうございました。 それでは、塩崎委員さん、一言。
塩崎委員	はい。今、久門委員さんがおっしゃられたとおりでございます。提案をされて、また、継続も含めて、確認のところまでみんなで力を合わせてこぎつけて、このような本日の会になったんですが、私も、西条市以外の１市２町の皆様方には、よくぞ、ずっとこられえられたところも多々あると思いますけれども、ただただ感謝するのみでございます。きょうのこの議題につきましても、非は１つもございませんので、よろしくご配慮お願いいたします。どうもありがとうございました。
伊藤議長	多くの方々のご意見を聞くことが必要であると、このように認識をいたします。青野委員さん、あなたのご意見をお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	す。
青野委員	ご指名をいただきまして、ありがとうございます。 先ほど委員の皆さん方からいろいろご意見がございました。本当に長い間、精力的にご協議をされて、その都度確認ということで今まで３８項目ですかね、やってきました。そういう中で、私は、もう賛成ということのみしかございません。そういうことの中で、一つまたお願いですけれども、調整項目、いわゆる速やかに調整するとかいう項目があるわけですが、そうした中で、いわゆるお水の問題とか、いろいろありますので、合併後、それこそ速やかに調整をしていただいてやっていただいたらなあということで、それだけ希望をしまして、私は「是」ということで賛成をいたします。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	それでは、山内委員さん、ひとつ女性のお立場もおありになったかと思うんですが、どうぞお願いいたします。
山内委員	山内でございます。 今までいろいろたくさんの項目について話し合いされましたことについても、私も賛成でございます。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	それでは、今度は、議会の皆様方のご意見をこの際にお聞きしておこうと思いますが、まず、小松町議会徳永議長さん、一つご発言をお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
徳永（求）委員	ただいま皆さん方からかなりご意見があったと思うんです。我々、小松の議会におきまして、やはりこういった合併の問題、協議会の後は特別委員会を開催して、十分質疑、説明、あるいは合併に関するいろんなことについて審議してまいりました。そのようなことで、小松といたしましては、もう十二分に検討しとんじやなかろうかと。また、そういう中での本日の会ということで、私も「是」ということで、賛成をいたします。
伊藤議長	それでは、お隣、徳永丹原町議長さん。
徳永（英）委員	私は、当初から合併という問題に賛成をして、この席に臨んだわけでございますが、その中で、大きな不満もなく、非常にすばらしい協議ができたんじゃないかならうかと思っております。いつも合併のことを考えますと、協議ができたからすばらしい合併ができたというのではなく、合併そのものは、やはり１０年、１５年という日がたとえ、いい結果が出ないのではないかと、私はそのようにある程度不安も残しております。今後も、賛成する上で、新しいよりよい町ができるように努力していきたいということをつけ加えまして、賛成いたします。 以上です。
伊藤議長	それでは、東予市の議長さんの方から一つ、いただけますか。
渡辺委員	それでは、失礼いたします。先ほど事務局から合併協議項目の協議結果の説明がありました。その内容は、当初、協議会で取り決

発言者	議題・発言内容
渡辺委員	めました方式に沿ったもので、これまで住民の方に申し出ておりましたサービスは高く、また、負担は低くの方針で総体的には調整されたと理解しております。 なお、東予市議会におきましても、これまでの調整内容につきまして、特に異論は出ておりません。一部住民から議会議員の在任特例について異論があるようですが、この件につきましては、議員といたしましても、今後、その役割を十分果たし、新市のまちづくりに努力していきたいと考えております。 以上のことから、合併することに賛成であり、推進していくべきだと思います。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 それでは、西条市議会、伊藤議長さん。
伊藤議員	西条の伊藤でございますが、「合併の是非」ということでございますが、結論を先に言わせていただきますと、「是」でございます。 そういう中で、今回で15回ということで、14回協議を重ねた中で、メリット、デメリット等々協議されたわけでございます。また、メリットの関係で、6点ほど言わせていただきたいと、復唱ということに相なりますが、行財政基盤の強化を図ることができるというのが一つであろうと。また、職員のレベルアップ、行政レベルの向上が図れると。これは、お互い切磋琢磨していただろうと、こういうこともあるだろうと思います。また、規模を大きくすることによりまして、サービスの高度化、また多様化を

発言者	議題・発言内容
伊藤委員	図るというメリットもあろうと。また、利用可能な窓口の増加、他の区域の公共施設が利用できるメリット、住民の利便性の向上が図れると、これもあると思います。また、広域的な観点に立ったまちづくり、施策展開が図れる。また最後に、6番目でございますが、地域のイメージアップと総合的な活力の強化が図れると。こういうメリットがあるわけでございます。 デメリット、これも皆無とは言えません。これは、先ほど丹原の徳永議長が申されましたが、ある程度時間が解決したり、相互が互いに報告する、理解をしあうということで、解決の道を図っていくということやっていかなければならないと、このように思うところでもございます。 また、この2市2町、私は、他市町村に勝るとも劣らない進捗状況であろうと、このように思っております。そういう中で、昭和37年になりますが、東予福祉衛生事務組合、これは、し尿の関係で、この枠組みでやっておりました。これが、昭和47年に現在の道前福祉衛生事務組合、し尿、ごみ、また知的・高齢者福祉施設、また火葬場等々でみんなで歩んできた、という経緯があり、他市町村に負けないこのような進捗状況であろうと、このように感じる場所でもございます。そういう中で、他市におきましては、マスコミ報道によりまして、枠組が崩れたということがあるところもありますが、私どもはそのことは絶対ないという強い自信を持っておりますので、「是」でございます。 以上です。
伊藤議長	それでは、それぞれ行政区でお二人ずつという思いでありました。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	丹原町、渡部委員さん、ご発言をいただきたいと思いますのですが、いかがでございますか。
渡部委員	渡部でございます。 私が申し上げたいことは、もう皆さんが全部おっしゃられましたので、何も申し上げることはございません。「是」でございます。 以上です。
伊藤議長	そうしますと、ご意見をいただいた方の圧倒的なんですが、せっかく今日までこの協議会に参加していただきました皆さん方にも、全員の方からこの際にご意見をいただくということが、一つ肝要であろうと思います。どうぞ、東予市、渡邊良一委員さん、歴史もよく御存じでありましょうし、どうぞそういったところについてのご意見をいただきたいと思いますなと、こんなふうに思います。
渡邊委員	結論から申しまして、「是」か「非」か、「是」でございます。 私もこのような会に参画をいたしまして、いろいろな皆さん方のご意見を聞いたり、あるいは勉強させていただいたりして、本当に合併の難しさ、困難さを十分身にしみて勉強させていただいたことに対しては感謝いたします。 ただ、私たちが、自分の住处の方へ帰っていきますと、やはり住民にはまだ多少の不安があると。その中でも、私の耳に聞こえるのは対等合併というのはどういうことだと。どういうことをもって対等合併というんだという意見も相当聞きまして、あらゆる面で平等だと、権利やすべての面でということで、私も答弁に困っ

発言者	議題・発言内容
渡邊委員	たこともございます。しかしながら、私が考えるのは、合併してから後に、「ああ、合併してよかった。」と住民から称賛していただけるような、今後の運営の方がより大事じゃないかと考えております。もし、私たちがまだこういうような仕事を地域でするならば、その方向へまた力を注いで、皆さん方にお伝えができればありがたいと思いますが、平等合併といいますか、その趣旨に従った運営をしていただきたらと思います。 以上です。
伊藤議長	それでは、丹原町、女性代表として服部委員さん、お願いをいたします。
服部委員	丹原町の服部でございます。 私は、婦人会の方を今お世話させていただいておりますが、婦人会の方は、まだそういう合併の方向が進んでおりませんので、婦人会の方の件もよろしく願いいたしまして、あとは皆様が今までおっしゃられたとおりでございます。「是」の方でございますので、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ありがとうございます。 では、小松町、玉井委員さん、若手で頑張っていたいただいた一つ表現をしてください。
玉井委員	結論から先に述べさせていただきます。この協議に際して、「合併是」ということで表現したいと思います。

発言者	議題・発言内容
玉井委員	新市建設計画の冒頭のところにも述べられているとおり、いろんなこれから先のこの地域を取り巻く情勢からして、どうやっていくんだということに関して、この協議会においてすばらしい処方箋が書けたのではないかなと、私は思っております。ただ、いかに優れた処方箋であっても、やはり若干、個人負担がふえるとか、そういうふうな副作用の面、何がしかはあろうかと思います。そのほか、やはり住民の方の間に先ほどからお話もちょっと出ておりますように、議員さんの在任特例適用に関して、感情的なわだかまりみたいなものも、若干は残っているのではないかなと思います。これはあくまでもお願いでございます。１１月の合併までに、あらゆる機会を通じて住民の方に十分説明していただいて、これまでもいろんな機会、それから広報を通じて説明をされていると思うんですが、もっともっとこれ十分説明をしていただいて、皆さんに納得していただく。やはり十分な説明と、そして住民の方の同意を得る努力をお願いして、この案件について賛成とさせていただきます。
伊藤議長	ありがとうございました。 小松町議会、佐伯委員さん、お願いいたします。
佐伯委員	私は、合併に対しましては、「是」でございます。 皆さんがいろいろ委員の方がいろいろお話を、今現在、意見を述べられておりますが、大体意見は言い尽くされたんではないかと、このように解釈しております。私もこの協議会に入りまして、委員さんの皆様の熱意あるそういう会合の中での喧々諤々とした議

発言者	議題・発言内容
佐伯委員	論の中でやっていただいたことについて、大変感謝したいと思います。今後、合併に向かって、私たちも一生懸命、議会の議員の一人として頑張っていきたいとこのように考えております。 以上でございます。
伊藤議長	それでは、東予市議会、越智委員さん、いや、議長が言うとおりでなしに、きょうは全員のご意見を承るということでありますので、何分ともご理解をいただきたいと思います。
越智（宏）委員	ご指名いただきましたので、発言させていただきたいと思います。 ３８項目について、１５回の協議会を開いて論議をしてきました。東予市の特別委員会におきましても、７回委員会を開催しまして、合併問題については協議をいたしました。協議会等におきましては、それぞれ忌憚のない発言をして、そして、みんなが確認をしたということは非常によかったと、このように思っております。 委員の方々からお話ございましたように、きょうを迎えたわけではありますが、合併してから、今後どういうふうにするかということが非常に重要になってこようかと思っておりますので、我々、議員といたしましても１年７カ月特例をいただきましたので、そういった問題については十分努力をして取り組んでいきたいと、このように思っております。私は賛成いたします。 以上です。
伊藤議長	結びですが、井上委員さん、お願いをいたします。

発言者	議題・発言内容
井上委員	「合併の是非」ということですが、「是」の立場で意見を述べさせていただきたいと存じます。 先ほども説明がございましたが、この合併協定書につきましては、もう１５回の協議会の中で、皆さんの活発な論議の中で確認をされた問題でございますので、どうかその意向を十分大事にさせていただきまして、確実に実行していただけたらと思っております。 今、国においては、国の諸政策において非常な転換期を迎えておりまして、社会情勢が、表現も非常に変化を求めている時代でございます。そんな中で、地方自治もぜひこれに対応するには合併をもって対応せざるを得んのではないかという立場から、一貫して「是」の立場で協議に参加をさせていただいたわけでございます。 そんな中で、今、ご案内のとおり少子高齢化やまた地方分権の受け皿づくりや、行財政の足腰の強い自治体づくりや、また高度情勢化への対応の問題など、社会環境の変化に対応して、合併によりこのそれぞれの問題の受け入れや処理にスケールメリットが発揮できる自治体をつくるのが大体の目的で、そんな思いで今まで協議に参加をさせていただいたわけでございます。それが、こういう状態で、皆さんのご意見に沿った立派な協定書もできましたので、ぜひそれを着実に実行していただけていくことを強く望むわけでございます。 しかし、合併といたしましてもメリットばかりではないと思います。デメリットや皆さん方の懸念をする問題も今から出てこようかと思えます。何人かの方からもそういうご心配をいただいたご意見がございましたが、これからの合併の評価は、これからの

発言者	議題・発言内容
井上委員	行政に対します希望であり、それからまたその配慮によって皆さんに評価をされるのでなかろうかと思います。こんなことを踏まえまして、意向調査のご意見もたくさんいただいておりますし、また、いろいろなご意見がございますので、そんな面を踏まえまして、合併の基本理念でございます、サービスは高く、負担は軽くという理念もございますので、どうかそういう点も十分配慮いたしまして、合併のメリットの面で最大限の発揮ができるようなひとつ努力をみんなでしていただいて、これからは進めていただいたらいいんじゃないかなという思いでございますので、ぜひ、今後ともよろしくその方向で進んでいただけたらと思います。 ありがとうございました。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 ただいま委員皆様方全員のご意見を承りましたが、本件、取りまとめが必要であるとのように存じます。ご意見を総合いたしますと、「合併の是非」については、この合併協議会といたしましては「是」とする結果であるとのように判断をされますし、いたします。本件についての確認を得ておきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり
伊藤議長	ご異議なしということですので、「合併の是非について」は、本合併協議会といたしまして、これを「是」とすることです承されたことを決定させていただきます。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま委員の皆さん方からご意見賜りましたが、全会一致で「是」となりました。愛媛県地方局長さん、また、今後、これらの邁進するについて、特段の協議会としてもご理解、ご指導を賜りたいということを、この席をお借りしまして一言申し上げておきたいと、こんなふうに思いますので、ご指導よろしくお願いいたします。 次に入ります。ただいま「合併の是非について」ご協議いただき、「是」とする結果となりました。このことから次第の５、「合併協定書（案）」について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第１調整班長。
矢葺次長	「合併協定書（案）」について、ご説明いたします。 恐れ入りますが、会議資料の７ページをご覧ください。 このことについて、別添資料として、お手元にＡ４版の「合併協定書（案）」、Ａ３版の「合併協定書（案）参考資料」を配付させていただきます。 最初に、Ａ３版の「合併協定書（案）参考資料」をご覧ください。 法定合併協議会第１回会議におきまして、協議項目を３８項目とすることで確認をいただき、以来協議が進められ、前回の合併協議会第１４回会議をもって、「３８項目の協議項目」すべてについて確認をいただきましたので、ここに合併協定書（案）として

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	取りまとめたものについて、ご承認をいただきたくご提案するものでございます。 この合併協定書（案）参考資料でございますが、これまで合併協議会で確認を得ております調整方針を合併協定書（案）として取りまとめるにあたり、表記方法等を統一するため整理いたしましたところを明示したものでございます。 整理にあたっては、確認をいただいた内容を変えるものではありません。 表では、左から、番号、協議項目、合併協議会で確認を得ました調整方針、そして右側には、合併協定書（案）を記載しております。なお、整理しました部分は、網かけをしており、少し黒くなっているところでございます。 協定書（案）では、全体を通して、番号や記号について整理をしておりますが、この点についての説明は省略させていただきます。 まず、１ページの「２の合併の期日」でございますが、合併の期日については、第１回協議会におきまして、「平成１６年１１月１日を目標とする。」として確認をいただいておりますが、合併協議会での協議項目の協議、確認も前回の合併協議会をもってすべて終了したことから、合併期日までの事務手続など、対応が可能となったこと、また、今後、各市町の議会の議決を得て、県への合併申請にあたり、合併の期日について、具体的な表現とする必要があることから、「合併の期日は、平成１６年１１月１日とする。」としております。 次に、１ページから２ページにかけて記載しております「８の地方税の取扱い」については、合併協議会では地方税の取扱い（そ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	の１）、（その２）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、地方税の取扱い（その１）、（その２）を一つにまとめて整理をしております。 次に、２ページの「１０の地域審議会の取扱い」でございますが、ここでは、調整方針に加え、地域審議会の設置に関する事項を記載しております。地域審議会の設置に関する事項でございますが、合併協議会で確認をいただきましたのは、各項目を番号立てとしておりますが、条例と同様の取扱いとなることから、合併協定書（案）では、条立てとして整理をしております。 ３ページをご覧ください。 地域審議会の設置に関する事項の合併協定書（案）第７条（会議）の第６項でございますが、調整方針は「原則公開とする。」として確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、「会議は、原則公開とする。」としております。 ４ページをお開きください。 「１４の一部事務組合等の取扱い」でございますが、合併協議会では一部事務組合等の取扱い（その１）、（その２）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、（その１）、（その２）を一つにまとめて整理をしております。合併協定書（案）（４）の土地開発公社のところでございますが、合併協議会で確認をいただいた時点では、新市名が決まっておりましたので、調整方針は、新市の（新市名）土地開発公社としておりましたが、新市名を記載して、西条市土地開発公社としております。 ５ページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	「１５の使用料・手数料等の取扱い」でございますが、合併協議会では使用料・手数料等の取扱い（その１）、（その２）、（その３）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、使用料・手数料等の取扱い（その１）、（その２）、（その３）を一つにまとめて整理をしており、重複表現となる部分については、削除しております。 次に、「１７の補助金・交付金等の取扱い」でございますが、合併協議会では補助金・交付金等の取扱い（その１）、（その２）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、補助金・交付金等の取扱い（その１）、（その２）を一つにまとめて整理をしており、重複表現となる部分については、先ほどと同様に削除しております。 次に、「１８の町名・字名の取扱い」でございますが、合併協議会に提案いたしました時点では、新市名が決まっておりましたので、調整方針は、「新市名丹原町」「新市名小松町」としております。その後、新市名が決まりましたので、合併協定書（案）では、新市名を記載した「西条市丹原町」「西条市小松町」として整理をしております。 ９ページをお開きください。 「２１－６各種事務事業消防防災関係」でございますが、協議会では、消防防災関係（その１）、（その２）、（その３）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では消防防災関係（その１）、（その２）、（その３）を一つにまとめて整理をしております。また、整理の都合上、合併協定書（案）には、「（４）の消防団の組織及び団員定数」「（５）の消防本部、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	署の位置、管轄区域」「（６）の消防緊急通信指令施設等」の見出しを加えております。 １２ページをお開きください。 １２ページから１３ページに記載しております「２１－１３各種事務事業、教育関係」でございますが、合併協議会では教育関係（その１）、（その２）として協議、確認をいただいておりますが、合併協定書（案）では、教育関係（その１）、（その２）を一つにまとめて整理をしております。 次に、１３ページの「２２新市建設計画」でございますが、『新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。』としております。新市建設計画をお手元に配付させていただいておりますが、この新市建設計画は、合併協定書の別添となるものでございます。 以上で、合併協定書（案）参考資料について、説明を終わります。 続きまして、合併協定書（案）について、ご説明いたします。 A４版の「合併協定書（案）」をご覧ください。 この合併協定書（案）は、合併協定調印式における協定書の様式、内容についてお示しするものでございます。 １ページをお開きください。 この１ページから２０ページにかけましては、各協議項目の調整方針を記載しております。内容につきましては、先ほどご説明いたしました点を踏まえ、これまで合併協議会で協議、確認をいただきました内容を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。 ２１ページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	調印書でございます。ここでは、２市２町の市長、町長に署名・押印をいただくこととしております。 ２２ページをお開きください。 ここでは、立会人として、愛媛県知事、合併協議会委員である西条市、東予市、丹原町、小松町の各委員及び西条地方局長の皆様、また合併協議会顧問の皆様に署名をいただくこととしております。 なお、合併協定書は、各市町と合併協議会用として５通作成することとしております。 以上で、合併協定書（案）について説明を終わります。 ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました「合併調定書（案）について」、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 修正等も含めてのご意見をお伺いしたいと思いますのですが、ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、「合併協定書（案）について」は、別添合併協定書（案）のとおりとさせていただきます。 次に入ります。次第の６、「合併協定調印式について」を議題といたします。 事務局より報告を求めます。
倉田次長	議長。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	はい。総務班長。
倉田次長	それでは、恐れ入りますが、会議資料の８ページをお願いいたします。 合併協定調印式につきまして、ご説明をいたします。 合併協議会での合併協議項目の調定も整いまして、先ほど２市２町の合併の是非につきましても、「是」とすることになりましたことから、合併協定書の調印式を次のとおりに行いたいと思います。別冊になっておりますが、表紙が合併協定調印式資料というのがございます。Ａ４版になっておりますが、この資料をお願いいたします。 この資料の１ページをお願いいたします。 まず、調印式の主催でございますが、合併関係団体であります２市２町の実施者としております。 次に、日時ですが、平成１６年２月２９日、日曜日でございますけれども、午後１時３０分から、場所は、西条市総合文化会館１階小ホールで行いたいと考えております。 出席者につきましては、県知事さん、顧問の県議会議員さん、協議会委員さん、それから２市２町の議会議員さん、そして、主催者側としましては、２市２町の首長等の特別職、行政委員会委員長等で、総数１５０名程度を予定をいたしております。 次に、式次第でございますが、式は、特別な趣向をすることなく、シンプルな形で行いたいと考えておりまして、まず、開式がございまして、開式は進行の方が行います。 次に来賓でございますが、県知事さん、顧問の県議会議員さんの

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ご紹介を行います。なお、協議会委員さんは、この後出てまいりますが、協定書の署名の前に各市町別にお一人ずつご紹介をすることとしております。 次に、３の協議経過及び協定内容説明ですが、協議会の事務局長からこれまでの協議会の経緯や協定項目の基本項目などの内容につきまして、資料に基づきまして説明をいたしたいと考えております。 次に、４ですが、合併協定調印、これは、資料として、後ほど見取り図等出ておりますけれども、ステージの中央で２市２町の首長さん紹介の後、調印をいたします。なお、調印いたします協定書は、先ほど合併協定書（案）で説明しましたけれども、５部作成をいたします。 次に５の立会人の署名ですが、協定書の立会人は、県知事さん、顧問の県議さん、協議会委員さんとなっております。まず、ステージの中央で県知事の署名をいただき、続きまして、協議会委員の署名に移ります。協議会委員さんの署名は、所定の自席で行いますが、先ほどご説明しましたように、この際に協議会委員さんのご紹介を団体別に行うこととしております。なお、署名の順につきましては、当日、担当の職員がご案内いたしますこととしておりますので、よろしくお願いいたします。協議会委員さんの署名が終わりますと、続きまして、ステージ中央で顧問の県議さんの署名をいただくこととしております。これによりまして、協定書の調印署名は終了いたします。 続きまして、６でございますが、主催者のあいさつがございます。これは、２市２町の首長からそれぞれごあいさつをいただくこと

発言者	議題・発言内容
倉田次長	としております。 次に 7 は、来賓の祝辞でございますが、県知事、県議会議長さんからご祝辞をいただく予定としております。このときに、祝電の披露も行う予定でございます。 次に 8 でございますが、これで一応すべて終わりまして、進行から閉式を行い、合併協定調印式を終了することとなります。調印に要します時間は、おおむね 1 時間半から 2 時間の間と考えております。 なお、調印式の終了後、県知事さん、県議さん、2 市 2 町の首長さん等を含めました協議会委員さんで記念撮影を行います。記念撮影の準備が整います間、1 階等に控室を用意しておりますので、ご案内するまでそちらでご休息をいただきたいと思いますと考えております。 以上で、行事はすべて終了いたします。なお、この記念撮影の後、2 市 2 町の首長による共同記者会見を行うこととしております。 なお、別添えで協議会委員さんには、調印式会場の見取り図、それから調印式の配席図、記念撮影配席図をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 以上で、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。 なお、大変失礼いたしましたけど、1 ページの 2 の出席者のところに愛媛県議会議員さんの前に愛媛県議会議長さんのお名前が漏れておったようでございます。申しわけございません。追加して、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました「合併協定調印式につ

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	いて」、本件についてのご意見、ご質問を賜りたいと思います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、「合併協定調印式について」は、事務局より説明がございましたように開催させていただきます。協議会委員の皆様には、ご出席賜りますようぜひともお願いを申し上げたいと存じます。 次に入ります。次第の 7、議決事項に入りたいと思います。 議案第 12 号「平成 15 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	はい。計画班長。
渡部次長	議案第 12 号「平成 15 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第 1 号）について」、ご説明申し上げます。 お手元の会議資料の 10 ページをお開きいただいたらと思います。 今回の補正予算につきましては、先ほどご協議いただきました 2 月 29 日に予定しております合併協定調印式関係の予算の追加を

発言者	議題・発言内容
渡部次長	お願いするものでございます。 歳入につきましては、３款、１項繰越金でございます。これにつきましては、平成１４年度からの繰越金の調定でございます。当初予算では、５００万円を計上しておりましたが、決算の結果、６８６万４、２８４円の繰越しとなりましたので、その差額１８６万４、０００円を計上し、これを財源としております。 歳出につきましては、合併調印式に係る経費でございます。１款運営費、１項会議費としまして、６３万８、０００円。この内訳は需用費としまして、消耗品費、印刷製本費合わせて５６万３、０００円と、使用料及び賃借料７万５、０００円、これは会場使用料等でございます。合わせて６３万８、０００円を計上させていただいております。 歳入財源との差額、残り１２２万６、０００円を予備費へ調定し、補正額１８６万４、０００円とし、歳入歳出それぞれ３、５８６万５、０００円とするものでございます。 よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第１２号につきまして、ご意見、ご質問を賜りたいと存じます。ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようであります。 それでは、お諮りをいたします。 議案第１２号「平成１５年度西条市・東予市・丹原町・小松町合

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	併協議会歳入歳出補正予算（第１号）について」、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第１２号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、議案第１３号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	計画班長。
渡部次長	議案第１３号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」、ご説明を申し上げます。 お手元の会議資料の１２ページをご覧くださいと思います。 １６年度につきましては、１１月１日の新市発足に向けて、住民生活に支障を及ぼすことなく、円滑に新市に移行できるよう次の事業を実施いたします。 まず、協議会、幹事会及び専門部会の開催についてでございます。協議会につきましては、必要に応じ適宜の開催を予定しております。幹事会は２０回程度、また専門部会は部会ごとに随時の開催を予定しております。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	続いて、事務事業一元化業務及び例規集整備業務の実施についてでございます。事務事業一元化業務及び例規集の整備につきましては、２市２町それぞれで行われております事務事業の細部にわたる調整及び例規の統一を行ってまいります。 次に、事業を進めていく上で必要な情報の収集及び調査研究につきましては、事務局において必要に応じて先進事例の情報収集並びに先進地研修等を実施してまいります。 次に、住民の皆さんへの情報提供、周知につきましては、協議会だよりの発行、ホームページ等で引き続きお知らせしてまいります。また、「住民くらしのガイド」及び「住居表示変更ガイド」の発行についてでございますが、新市における手続や制度等につきまして、住民の皆さんにわかりやすくまとめまして、「住民くらしのガイド」及び「住居表示変更ガイド」として冊子を作成し、各戸配付してお知らせしてまいります。また、合併啓発ポスターや広告付の郵便はがきでありますエコーはがきの作成により、合併による新市発足について啓発、ＰＲに努めてまいります。 その他としまして、国・県との調整等のほか、必要な事業を適宜実施してまいります。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第１３号につきまして、本件についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	特段ないようであります。 それでは、お諮りをいたします。 議案第１３号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	ご異議ないようであります。よって、議案第１３号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 続きまして、議案第１４号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	計画班長。
渡部次長	議案第１４号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」、ご説明申し上げます。 会議資料の１４ページをお開きいただいたと思います。 １６年度につきましては、先ほど事業計画でご説明いたしました合併周知の新規事業予定分を計上しております。 お手元の予算（案）に沿ってご説明いたします。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	まず、歳入につきまして、１款負担金、１項負担金として、１, 6 6 0 万円。これは、関係２市２町からの負担金で、負担割合につきましては、従前のとおり道前福祉衛生事務組合の按分の例により３割を均等割、残り７割を人口割としております。 次に、３款繰越金でございますが、先ほどの補正予算の説明で、予備費に１ 8 0 万円余りを調定させていただいておりますが、これに執行残の見込額をプラスしまして、昨年並みの５ 0 0 万円を計上しております。 ４款諸収入に、預金利子として１, 0 0 0 円計上し、歳入合計２, 1 6 0 万１, 0 0 0 円としております。 続きまして、歳出予算についてでございます。通常の経常的な経費につきましては、合併予定までの７カ月分を見込んでおります。 まず、１款運営費としまして、１, 9 4 5 万６, 0 0 0 円を計上しております。内訳は、１項会議費といたしまして、５ 3 万６, 0 0 0 円計上しております。また、２項事務費といたしまして、１, 8 9 2 万円を計上しております。これは、事務局運営に係る経費並びに先ほどの事業計画でも説明いたしました「住民くらしのガイド」「住居表示変更ガイド」等、また啓発ポスター、エコーはがきの作成などの合併に関する周知等に必要な経費を計上しております。 ２款事業費としまして、１項調査研究費としまして、例規集整備業務委託料１ 6 8 万８, 0 0 0 円を計上しております。 予備費を４ 5 万７, 0 0 0 円とし、歳出合計２, 1 6 0 万１, 0 0 0 円としております。 以上、ご説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第１４号につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、お諮りをいたします。 議案第１４号「平成１６年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	ご異議ないようでございますので、議案第１４号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、入ります。あいさつの中でも申し上げましたように、追加議案といたしまして、「会議の運営申し合わせ事項の変更」をご提案いたしたいと思います。 事務局より追加議案を配付いたしますので、その間、暫時休憩といたします。 （休 憩）
伊藤議長	再開いたします。 ただいまお手元に追加議案として配付いたしました第１５回会議資料（その２）の協議第５２号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」を議題

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	ただいまご配付いたしました会議資料（その２）の２ページをお願いいたします。 協議第５２号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」をご説明いたします。 合併協議会会議の運営申し合わせ事項につきましては、合併協議会第１回会議で会議の開催日、開催時間、開催場所などにつきましてご決定をいただき、平成１５年７月２５日開催の第９回合併協議会及び平成１５年１１月１４日開催の第１３回合併協議会で一部変更をご決定いただいております。今回変更をお願いいたしますのは、平成１６年２月２７日開催予定の合併協議会でございます。本日の協議会におきまして、２月２７日に予定しておりました案件の協議が整いましたことから、開催しないことといたしたく、会議の運営申し合わせ事項の変更をお願いするものでございます。 なお、１１月１４日開催の協議会で、その他事項の中で、今後の予定としまして、協議会を２月６日に開催予定といたしておりました。これは、２月２７日開催の協議会が合併協定調印式の近い日程となっておりますことから、２月６日に変更を考えており

発言者	議題・発言内容
倉田次長	ましたが、先ほど申しました予定しておりました案件が本日終了いたしましたので、このことから２月６日の協議会開催予定もなくなりましたので、あわせてご修正をいたしたいと思います。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第５２号でございますが、次回の協議会の開催日程の変更でございます関係で、本日提案し、確認が必要でございます。その点を踏まえましてのご意見、ご質問、承りたいと存じますが、ご意見ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第５２号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものいたします。ありがとうございます。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。本日、合併の是非について、これを「是」とすることでご決定いただき、合併協議会の締めくくりをすることができました。会長といたしまして、これも委員の皆さんのご協力の賜物と感謝申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。 きょうは、また明比県議様にはご出席をいただきました。終わりにあたって御礼申し上げます。どうもありがとうございました。 以上で、議長の職を解かせていただきます。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	どうも長時間にわたりまして、お疲れ様でございました。 それでは、次第の 8 になりますが、その他の（１）「第 16 回会議の開催日時について」をご報告させていただきます。 お手元の会議資料の 15 ページをご覧ください。 現在のところ、第 16 回会議は、平成 16 年 9 月 24 日を予定いたしておりますが、場所については未定となっております。なお、この間、報告事項等に関する協議会の開催をお願いすることも予測されますので、その際は事前にご連絡を差し上げたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。 以上でございますが、ほかに何かございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
真鍋局長	ないようでございますので、それでは、これをもちまして、第 15 回会議を終了させていただきたいと存じます。 また、2 月 29 日の調印式につきましては、よろしくお願いを申し上げます。 長時間、どうもありがとうございました。